

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 25 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----------------|--|---------------------------|--|-----------------|-------|-------|-------|
| 別表第1（第2条・第3条関係） | | | | 別表第1（第2条・第3条関係） | | | |
| 番号 | 事務 | 名称 | 金額 | 番号 | 事務 | 名称 | 金額 |
| 1 } 74 | ……略…… | ……略…… | ……略…… | 1 } 74 | ……略…… | ……略…… | ……略…… |
| 75 | ……略…… | ……略…… | ……略…… | 75 | ……略…… | ……略…… | ……略…… |
| 76 | <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</u> | <u>マンション管理計画認定申請手数料</u> | <u>1件につき</u> 4,100円 <u>（認定する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額）</u> | | | | |
| 77 | <u>マンション管理適正化法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画</u> | <u>マンション管理計画認定更新申請手数料</u> | <u>1件につき</u> 4,100円 <u>（認定を更新する長</u> | | | | |

| | | | | | | | |
|----|--|---------------------------|---|--|--|--|--|
| | <u>の認定の更新の申請に対する審査</u> | | <u>期修繕計画の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額)</u> | | | | |
| 78 | <u>マンション管理適正化法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</u> | <u>マンション管理計画変更認定申請手数料</u> | <u>1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u> <u>ア マンション管理適正化法第5条の7第2項において準用するマンション管理適正化法第5条の4各号に掲げる基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項</u> <u>4,800円</u> | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>(<u>変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額</u>)</p> <p>イ <u>変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項</u></p> <p>4,000円</p> <p>(<u>変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額</u>)</p> <p>ウ <u>変更に係る認定基準のうち管</u></p> | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

理組合の經理の
基準に係る事項

4,600 円

(変更する長期
修繕計画の数が
2以上である場
合は、4,600 円
に1を超える長
期修繕計画の数
に2,800円を乗
じて得た額を加
算した額)

エ 変更に係る認
定基準のうち長
期修繕計画の作
成又は見直しの
基準に係る事項

9,800 円

(変更する長期
修繕計画の数が
2以上である場
合は、9,800 円
に1を超える長
期修繕計画の数
に5,200円を乗

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | <p>じて得た額を加算した額)</p> <p>オ <u>変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又はマンション管理適正化法第3条の2第2項第4号に定める都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項</u></p> <p>2,900円</p> <p>(<u>変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、2,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額</u>)</p> <p>カ アからオまで</p> | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|
| | | | <p>以外の事項</p> <p>2,000円</p> <p>(変更する長期 修繕計画の数が 2以上である場 合は、2,000円 に1を超える長 期修繕計画の数 に900円を乗じ て得た額を加算 した額)</p> | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

